

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成17年12月15日

川崎市環境影響評価に関する条例第27条に基づき「(仮称)川崎駅西口大宮町E-1街区住宅開発計画」に係る条例環境影響評価書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	<ul style="list-style-type: none"> ・東京建物株式会社 取締役社長 南 敬介 東京都中央区八重洲一丁目9番9号 ・株式会社ジェイアール東日本都市開発 代表取締役社長 力村 周一郎 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号 ・東日本旅客鉄道株式会社 東京工事事務所長 伊藤 泰司 東京都渋谷区代々木二丁目2番6号
	指定開発行為の名称	(仮称)川崎駅西口大宮町E-1街区住宅開発計画
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設(第2種行為) 住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区大宮町28番2 他 (区域面積: 5,404.70㎡)
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	計画戸数: 377戸、計画人口: 1,151人 建築面積: 3,353.65㎡、延床面積: 44,891.34㎡ 最高高さ: 120m(地下1階、地上34階)
	指定開発行為の施行期間	着手予定: 平成18年 4月 完了予定: 平成20年12月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間: 平成17年12月15日(木)から 平成18年 1月13日(金)まで (ただし、土曜日、日曜日、年末年始等閉庁日は除く) 時間: 午前8時30分から午後5時まで (横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで)
	縦覧場所	川崎市: 川崎区役所、川崎区役所大師支所、幸区役所、 中原区役所、川崎市役所(環境局環境評価室) 横浜市: 鶴見区役所、港北区役所、横浜市役所(環境創造局環境影響評価課)
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm